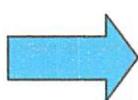




# 平成23年10月から 小学4～6年生の医療費助成を拡大

## 乳幼児等医療費助成制度の改正内容

【変更前】  
**外来3割負担**  
(助成対象外)



【変更後】  
**外来2割負担**  
(1割分を助成)

★市民税非課税世帯は、外来医療費「負担なし」です。

### 対象

次の①～③のすべてに該当する場合です。

- ① 小学4～6年生の児童
- ② 健康保険等に加入している。
- ③ 保護者の※市民税所得割額が23.5万円未満である。



※住宅借入金等特別税額控除や寄付金税額控除の控除前の額です。

★医療機関等に受診する際には、保険証と「乳幼児等医療費受給者証」を提示してください。

### 手続きが必要となる方

乳幼児等医療費助成の資格(「入院のみ」含む)をお持ちの人は、手続き不要ですが、明石市に転入された場合などで、申請をしていない人は、助成申請手続きをしてください。

★「入院のみ」の助成資格をお持ちの人は、助成申請手続きは必要ありませんが、加入している健康保険の内容に変更がある場合は、保険変更届を提出してください。



〈お問い合わせ・申請先〉 明石市こども室児童福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL918-5027

# 乳幼児等医療費助成制度のご案内

乳幼児等医療費助成制度は、お子様が病気やけがにより医療機関等に受診された際に支払う一部負担金(保険診療分)の全部又は一部を助成する制度です。

## 【制度の内容】

□ 太枠内が新しく拡大されました。

| 対象者                 | 保護者の所得要件                         | 一部負担金(保護者負担)                                |      |
|---------------------|----------------------------------|---|------|
|                     |                                  | 外来  | 入院   |
| 義務教育就学前<br>(0~6歳)   | なし                               | 負担なし  |      |
| 小学1~3年生<br>(6~9歳)   | 市民税非課税世帯                         | 負担なし  |      |
|                     | 所得制限を超えていない場合<br>(下記「所得制限表」のとおり) | 1 医療機関等あたり、1日700円を限度<br>に月2回まで負担(3日目以降負担なし) |      |
|                     | ※所得制限を超えている場合<br>(下記「所得制限表」のとおり) |   | 負担なし |
| 小学4~6年生<br>(9~12歳)  | 市民税非課税世帯                         | 負担なし  |      |
|                     | 市民税課税世帯で、<br>市民税所得割額 23.5万円未満    | 2割負担(医療保険における<br>自己負担額の2/3の額まで)             |      |
|                     | 市民税課税世帯で、<br>※市民税所得割額 23.5万円以上   |   |      |
| 中学1~3年生<br>(12~15歳) | ※なし                              |   |      |

※印の対象者は外来医療費の助成がありません。入院する場合など必要な時に申請してください。

◎助成対象は、健康保険が適用されるものに限ります。

◎特定疾患、自立支援医療等の公費負担医療の自己負担分(保険診療分)は、申請により助成できる場合があります。

◎入院の際の食事療養費については、助成の対象外となります。

## 所得制限表

| 税扶養親族等の数 | 制限限度額   | 各種控除額                            |
|----------|---------|----------------------------------|
| 0人       | 532万円未満 | ・一律控除(8万円) ①寡婦、寡夫、勤労学生、障害者(27万円) |
| 1人       | 570万円未満 | ②特別寡婦(35万円) ③特別障害者(40万円)         |
| 2人       | 608万円未満 | ④医療費控除、雑損控除、小規模企業共済等掛金控除(税控除額)   |
| 3人       | 646万円未満 |                                  |

◎税扶養親族等の数が4人以上ある場合は、所得制限限度額に1人につき38万円を加算した額になります。

◎70歳以上の老人扶養親族がある場合は、所得制限限度額に1人につき6万円を加算した額になります。

## 1 対象者

中学3年生(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)までの乳幼児等が対象となります。

※助成を受けるには申請が必要です。

## 2 受給要件

- 対象者が市内に住所を有し、住民基本台帳法又は外国人登録法の規定による記録を本市にしていること。
- 対象者がいざれかの健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険、共済組合等)に加入していること。  
※生活保護法による医療扶助を受けている場合は受給できません。
- 対象者が小学生の場合は、保護者の所得により受給内容が異なります。詳細は上記【制度の内容】をご確認ください。

## 3 申請に必要な書類

- ①乳幼児等医療費受給者証交付申請書
- ②健康保険証(被保険者及び乳幼児等の名前が記載されているもの)  
※郵送の場合は、必ず健康保険証のコピーを同封してください。
- ③平成23年度所得・課税証明書(平成22年中の所得額、扶養人数、各種控除、課税額又は非課税の記載があるもの)  
※対象乳幼児等が小学生であり(1)または(2)に該当される人のみ必要です。(助成対象が「入院のみ」の場合は不要です。)
  - 保護者が平成23年1月2日以降に転入した場合
  - 保護者が市外に居住している場合

※平成23年1月1日現在の住所地の市・区役所または町・村役場でお取り寄せください。なお、源泉徴収票を所得証明書の代用とはできません。

お問い合わせ・申請先 明石市こども室児童福祉課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel918-5027